

札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例案

令和4年(2022年)2月15日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例

札幌市道路占用料条例(昭和27年条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	占用物件	単位	占用料		
			1級地	2級地	3級地
	第1種電柱	1本につき1年	1,100円		
	第2種電柱		1,800円		
	第3種電柱		2,400円		
	第1種電話柱		1,000円		
	第2種電話柱		1,600円		
	第3種電話柱		2,300円		
	その他の柱類		100円		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10円		
	地下電線その他地下に設ける線類		6円		
		路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,000円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	620円		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,100円		

	郵便差出箱及び信書便差出箱			860円		
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年		2,100円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		43円		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		62円			
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		92円			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		120円			
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		180円			
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		250円			
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		430円			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		620円			
	外径が1メートル以上のもの		1,200円			
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1年		2,100円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1年	2,100円	1,600円	1,000円	
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		

掲げる施設	階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			
	上空に設ける通路		3,500円	2,600円	1,800円	
	地下に設ける通路		2,100円	1,600円	1,100円	
	その他のもの		2,100円	1,600円	1,100円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	71円		
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	710円	530円	360円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（広告板を含み、他の区分に該当するものを除く。以下同じ。）	突出看板（表裏2面以上のものに限る。）	表示面積1平方メートルにつき1年	5,000円	3,800円	2,500円
		その他のもの		7,100円	5,300円	3,600円
	添加広告（電柱、電話柱等に添加するものをいう。以下同じ。）	突出添加広告		5,000円	3,800円	2,500円
		巻付添加広告		2,500円	1,900円	1,300円
	可動看板		1個につき1月	850円	640円	430円
	標識	停留所標識	1本につき1年	800円		
店頭標識		1本につき1年	1,600円	1,200円	800円	
広告用旗のぼり		1本につ	710円	530円	360円	

		き1月				
	店頭装飾	その面積 1平方メ ートルに つき1月	710円	530円	360円	
	アーチ	車道を 横断す るもの その他 のもの	1基につ き1月	7,100円	5,300円	3,600円
				3,500円	2,600円	1,800円
	令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号に 掲げる工事用材料	占用面積 1平方メ ートルに つき1月	710円	530円	360円	
	令第7条第6号に掲げる仮 設建築物及び同条第7号に 掲げる施設		210円	160円	110円	
	令第7条第12号に掲げる器 具	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに0.033を乗じて得た額			
	その他の工作物、物件及び 施設	市長がその都度定める。				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き占有している占有物件のうち、占有の期間が1年未満であるものの占用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前から引き続き占有している占有物件であって占有の期間が1年以上であるもののうち、附則別表の左欄に掲げる区分に該当するものの単位(改正後の別表に規定する単位をいう。)当たりの占用料の額については、令和4年度の占有に係るものに限り、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げる額とする。

(札幌市法定外道路条例の一部改正)

5 札幌市法定外道路条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。
- (2) 附則第2項に見出しとして「(延滞金の割合等の特例)」を付する。
- (3) 附則に次の3項を加える。

(札幌市道路占用料条例の一部改正に伴う令和4年度の占用料に係る特例)

3 第15条の規定によりその例によることとされる札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号。附則第5項において「改正条例」という。）による改正後の札幌市道路占用料条例別表（附則第5項において「改正後の別表」という。）の規定は、令和4年4月1日（以下この項から附則第5項までにおいて「施行日」という。）以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

4 施行日前から引き続き占用している占用物件のうち、占用の期間が1年未満であるものの占用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日前から引き続き占用している占用物件であって占用の期間が1年以上であるもののうち、改正条例附則別表の左欄に掲げる区分に該当するものの単位（改正後の別表に規定する単位をいう。）当たりの占用料の額については、令和4年度の占用に係るものに限り、改正後の別表の規定にかかわらず、改正条例附則別表の右欄に掲げる額とする。

附則別表

区分			額
道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第5	上空に設ける通路	1級地	3,200円
		2級地	2,400円
		3級地	1,600円
	地下に設ける通路	1級地	1,900円

号に掲げる施設			2級地	1,400円	
			3級地	950円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの			64円	
	その他のもの		1級地	640円	
			2級地	480円	
			3級地	320円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（広告板を含み、他の区分に該当するものを除く。）	突出看板（表裏2面以上のものに限る。）	1級地	4,400円	
			2級地	3,300円	
			3級地	2,200円	
		その他のもの		1級地	6,400円
				2級地	4,800円
				3級地	3,200円
	添加広告（電柱、電話柱等に添加するものをいう。）	突出添加広告	1級地	4,400円	
			2級地	3,300円	
			3級地	2,200円	
		巻付添加広告		1級地	2,300円
				2級地	1,700円
				3級地	1,200円
	可動看板		1級地	770円	
			2級地	580円	
			3級地	390円	
広告用旗のぼり		1級地	640円		
		2級地	480円		
		3級地	320円		

店頭装飾		1 級地	640円
		2 級地	480円
		3 級地	320円
アーチ	車道を横断するもの	1 級地	6,400円
		2 級地	4,800円
		3 級地	3,200円
	その他のもの	1 級地	3,200円
		2 級地	2,400円
		3 級地	1,600円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		1 級地	640円
		2 級地	480円
		3 級地	320円

(理 由)

道路占用料を適正な額に改定するため、本案を提出する。